

## 第43回都市計画審議会議事録（骨子）

1 開催日時 平成30年11月5日（月） 午後2～4時30分

2 開催場所 浦安市役所4階 S5・S6会議室

3 出席者

（委員）

阪本会長、岡本副会長、宝委員、中村委員、宮坂委員、秋葉委員、兼重委員、依田委員、浜島委員、上甲委員、六井委員、宇田川委員（計12名）

（事務局）

市長、都市整備部長、都市整備部次長、都市計画課長、建築指導課長、都市計画課長補佐、都市計画係職員、建築指導課審査係職員

4 議題

（1）建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定の変更について（諮問）

（2）舞浜三丁目地区地区計画について（中間報告）

5 会議経過

（1）建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定の変更について（諮問）

建築基準法第22条区域の変更を行う理由や区域、区域内で建築が計画されている施設の構造や難燃性でない屋根材を使用する箇所について説明を行い、テーマパーク内で実施されている防火・防災管理体制を確認した。その後、市より建築基準法第22条区域の指定を変更しても支障ないと考える理由が説明され、今回の変更について都市計画審議会に諮問した。

その後、以下の事項について委員より質疑があった。

○建築が計画されている施設は消防法に適合したものであるのか。

○これまで、建築基準法第22条区域の変更を受けた区域で火災による被害はあったのか。

○防火・防災管理体制について、査察など、市による確認は行っているのか。

審議の結果、今後、施設の建築の際や利用が開始された後に事業者と市消防とで十分に連携を図ることとし、建築基準法第22条区域の指定の変更について全員の賛成を得た。

（2）舞浜三丁目地区地区計画について（中間報告）

舞浜三丁目地区住民による地区計画策定に向けた取組みや合意形成の状況、要望書を基に作成された地区計画原案の内容の振り返りを行った。その後、原案の縦覧結果と意見書の提出状況、意見の要旨とそれに対する市の考え方について説明を行った。

その後、以下の事項について委員より質疑があった。

○地区計画区域内の地権者に対し、地区計画の策定について検討するのに十分な情報提供がなされているのか。

○第一種低層住居専用地域と第一種住居地域の地権者で、賛同率に差はあったのか。

6 傍聴 1名

問い合わせ先

都市整備部都市計画課 電話047-712-6542（直通）